

編輯局報情

週報

號日七月七

勤勞新體制の確立

學生の勤勞動員

躍動する勤勞報國隊

決戦下女性の勤勞問題

戦時服装問答

351號



編輯局報情

週報

號日七月七

昭和十八年七月七日 第一頁 種郵便物認可 (每週一、三、五、日發行)

勤勞新體制の確立

學徒の勤勞動員

躍動する勤勞報國隊

決戦下女性の勤勞問題

戰時服裝問答

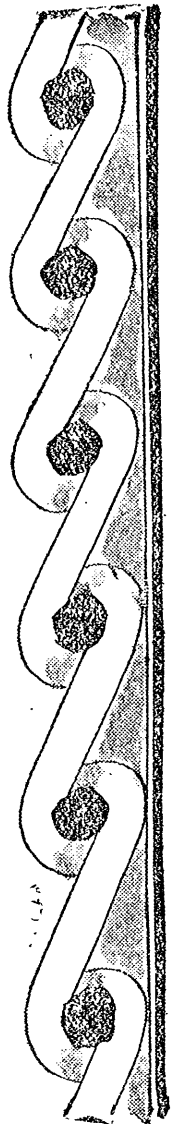
351號

決戦下、學徒の教室もまた戦場であり、それは直ちに前線に通じてゐる。

今や青年學徒の烈々たる殉忠報國の赤誠は報いられたるに學徒戦時動員體制は確立され、勤勞體制は一段と強化された。

戦局の現段階は、青年學徒は勿論、一億國民の勤勞への總蹶起を促して止まない。

男も女も、老いも若きも、たゞ一筋に戦力増強の生産陣に挺身し、勤勞を舉げて國家に捧ぐべきである。



勤勞新體制の確立

— 勞務關係改正勅令を中心にして —

厚生省

戦力増強もまた熾烈なる戦ひである。われ／＼が戦場で鎧を振り、銃を振つてゐる時、敵米英の生産陣においてもまた同じく種々、銃を振り上げて對日攻撃の戦力増強に狂奔してゐることを知らねばならない。われら一億は、今こそ起つて、銃後の逞しき民力を發揮し、老大なる資源を誇る敵米英を、生産戦においても徹底的に撃ち破らんことを前線勇士に固く誓ふものである。

生産増強こそは銃後われ等の絶対的責務

問 開戦以來、連戦連敗を繰り返しながら、敵米英の反攻は、いよ／＼と押し寄せて來てゐますね……

答 實際、執拗そのものです。この眞摯さがあつたからこそ、悪逆無道な繰返して、今日の米英といふ大國を築き上げたことが出来たのだともいへます。問 しかし、戦力も弱くなつて、とるに足らぬわ、しかし、それはとにかくとして、この眞摯さの身には、豊富な物資と光

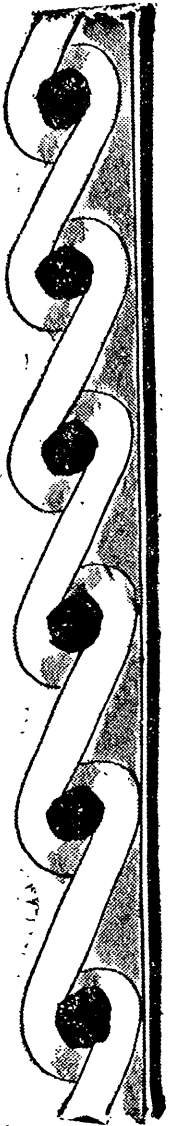
答 それは勿論、敵の呼稱する數字に

決戦下、學徒の教室もまた戦場であり、それは直ちに前線に通じてゐる。

今や青年學徒の烈々たる殉忠報國の赤誠は報いられど、に學徒戦時動員體制は確立され、勤勞體制は一段と強化された。

戦局の現段階は、青年學徒は勿論、一億國民の勤勞への總躍起を促して止まない。

男も女も、老いも若きも、たゞ一筋に戦力増強の生産陣に挺身し、勤勞を擧げて國家に捧ぐべきである。



勤勞新體制の確立

— 勞務關係改正勅令を中心に —
厚 生 省

戦力増強もまた熾烈なる戦ひである。われ／＼が戦場で鎚を握り、鋏を振つてゐる時、敵米英の生産陣においてもまた同じく鎚を、鋏を振り上げて對口反攻の戦力増強に狂奔してゐることを知らねばならない。われら一億は、今こそ起つて、銃後の逞しき底力を發揮し、老大なる資源を誇る敵米英を、生産戦においても徹底的に撃ち破らんことを前線勇士に固く誓ふものである。

生産増強こそは銃後われ等の絶対の責務

問 開戦以來、連戦連敗を續けながら、敵米英の反攻は、いよく執拗になつて來てみますね……

答 實際、執拗そのものです。この執拗さがあつたからこそ、悪逆無道を繰返して、今日の米英といふ大國を築き上げるものが出來たのだともいへますね。しかし、それはとにかくとして、この執拗さの裏には、豊富な物資と老

大な生産力を頼んで、必ず打倒日本に成功してみせるといつた彼ら一流の「持てる國」の自負があるやうですね。問 しかし、物の力なんて、とるに足らぬことだと思ひますが……

答 それは勿論、敵の呼稱する數字に

驚くことはありません。何ごともさうですが、特に殺すか殺されるかの戦争では、最後にものをいふのは精神ですから。

しかし、といつて物の力を軽視したり、無視したりしてはいけません。やはり敵が飛行機を十萬臺造るなら、日本もまた十萬臺造つて、とことんまでやつつけてやるといつた氣概が必要です。

問 すると、生産力の増強といふことが問題になつて来ますが……

答 さうです。支那事變以來七年、大陸に、大洋に、大空に勇戦前開された勇士の方々によつて、私ども日本人は、世界一強い國民だ、そしてこの大東亞戦争は必ず勝つ、勝ち抜いてみせるといふ強い自信と信念を得ました。

残る問題は生産力です。敵米英に比べて「物」の點では確かに劣る日本が、生産力でも打ち勝つためには、なみ大抵の努力では駄目です。

問 と、いひますと……

答 つまり私どもが戦争の實相をしっかりと把握して、銃後における生産増強が今日どんなに大切かを、十分認識して、一億の總力を生産増強に十二分に發揮することです。

生産増強の鍵は勤勞體制の確立にかゝつてゐる

問 確かにさうですね。一億生産を増強するにはどうしたら宜しいでせうか。

答 いま前線では、私どものほらからが祖國日本のために、大東亞十億の福祉のために、命を捨てて奮闘されてゐます。この前線の勇士に呼應して、大丈夫、銃後はしつかり引き受けたと、私どもが一億一心となつて、完璧の生産體制、勤勞體制をしつかりと打ち樹てることです。

このため政府では、全力を盡して戦力増強の諸政策を實施してゐますが、

今日は一つ勤勞對策、とくに最近改正された總動員法の勅令を中心にお話しませう。

問 その勅令といふのは、五月二十四日の國家總動員審議會で可決された要綱のことですか。

答 さうです。この要綱は去る一月二十一日の閣議で決定された生産増強勤勞緊急對策要綱に基づいて改正されたもので、全部で六つありますが、今日はその中の國民徵用令改正案と、國民勤勞報國協力令(六月十八日)、勞務調整令(六月一日)、賃金統制令(七月一日)以上はいろいろも改正です。それから工場就業時間制限令の廢止(六月十五日)の五つについてお話しませう。

徵用とは、國家の要請に基づく國民動員である

問 では一つ國民徵用令の改正から説明して下さい。徵用といふのは人を募集し

ても思ふやうに集まらないときにやるのでせう。

答 あなたまでそのやうに思つてゐるのでは困りましたね。しかし、これまでは原則として、普通の方法で募集しても集まらない場合に行ふことに限られてゐたのですから、そのやうに考へられるのも無理はありません。

しかし、徵用の精神は決してそのやうなものではありません。そこで、そのやうな誤解を解くために、今度の改正で、國民徵用の國家性をはつきりとさせることにしてゐます。

問 國家性といひますと……

答 つまり、私ども一般國民と國家を公法上の服務關係に立たせて、國家總動員業務に従事させる必要のある場合に徵用するといふことにしてゐるので、言葉を変へていひますと、國民徵用とは、國家の要請に基づく國民動員の制度であつて、これは兵役に次ぐ私

ども國民の重大な義務であり、崇高な榮譽なのです。

問 なる程、そのやうに規定されますと、進んで徵用に應じたい氣持になりますね。ところで、應徵者と使用者の關係はどのやうになりますか。

答 これまでは、官衙の場合は官衙の長の指揮を受け、また工場の場合は事業主の指示に従つて總動員業務に従事することになつてゐたので、應徵者と國家の關係がはつきりしてゐませんでした。

そこで今度、應徵者の服務規律を定めて、命ぜられた仕事に誠心御奉公すべき義務を負ふのだ、といふ公法上の服務關係をはつきりとさせ、應徵者と國家との直接のつながりを明確にすることにしてゐます。

社長徵用の實施により生産陣は打つて一丸

問 應徵者は、産業勸導だと張り切つて頭

張るつもりでも、指揮する事業主が、普通の私人であるとしたら、應徵者としては割切れない氣持になると思ひますが……

答 そこで、いはゆる社長徵用を實施することになつたのです。さうすれば、生産に従事する全員が上下一體一文字通り打つて一丸となつて生産増強に邁進することが出来ます。

徵用に先立ち徵用官が事前検査をする

問 話が前後しますが、徵用する場合の順序を説明して下さいませんか。

答 現在の規定では、厚生大臣から地方長官に徵用命令がゆきますと、地方長官は直ぐに徵用令書を出して被徵用者に交付することになつてをり、徵用の適否を判定するために出頭させ得るのは必要の場合に限られてゐます。ところが現在では、被徵用者の殆ん

と全部が未経験工ですから、徴用する前に適否を檢べる必要が多いので、この場合、出頭させてみますが、こんど次ぎのやうに改めることにしてあります。

つまり、厚生大臣から徴用命令を受けますと、地方長官は特別の場合（社長徴用、現員徴用、特に緊急を要する場合を除き、徴用命令を出す前に、出頭命令書を交付して被徴用者を出頭させ、身體の狀況、住所、就業の場所、職業、技能程度、家庭の狀況、希望等を檢査したり、調査して、徴用の適否を定めることにしました。

問 その檢査や調査は誰がするのですか。
答 これは國民徴用官が行ひます。この徴用官には、地方廳の警察部長とか職業課長その他の關係高等官がなりま

徴用に関する特典いろいろ

問 その場合、出頭のための旅費等はどうか。

なおりますか。

答 出頭の旅費は國家で支拂ひ、解除になつて歸郷する場合の旅費は、徴用する官衙の長や工場、事業主が支拂ふことになつてゐますが、今度の改正で、このほかに應徴者が危篤または死亡の場合に、家族の者が官衙なり工場に駆けつけるための旅費、それから應徴者の家族が危篤または死亡したため、應徴者が歸郷する場合の旅費も、官衙の長、工場、事業主が支拂ふことになりませう。

問 銓衡に合格して應徴したとして、その工場に規程の期間つと勤務するので

答 これまでは徴用してゐる官衙の所管大臣の請求か、事業主の申請がなければ、徴用の變更は出来なかつたのですが、今後はいろいろの事情のため徴用變更の必要が起つて來ることも多いことせうし、また徴用期間が更新さ

れたり、延長されたりしますと、應徴者の家庭の事情等もいろいろ變つて來ますので、所管大臣の請求や事業主の申請がなくても、生産を増強するため必要となるときは、厚生大臣は、應徴者を移動させることが出来ることにしてあります。

以上がだいたい今度改正される主な點です。

延数一千万人を超える 勤勞報國隊の活躍

問 では今度は國民勤勞報國協力の改正を説明して下さいませんか。決戦下に戦ひ抜く銃後の私どもとしては、徴用のあつた場合は喜んで應徴してご奉公するとして、徴用令に接するまでは、進んで勤勞報國隊に参加して、軍需の、食糧の増産に協力すべきだと思いますが……

答 實際、お言葉の通りで、そのため

に勤勞奉仕を一元的に統合し、これに國家的な計畫性を與へるために、去る昭和十六年十一月二十二日に、この協力が制定、公布されたのです。それ以來、軍需の生産に、食糧の増産に挺身された人達は、實に延人員一千万人を超えてをります。

五十歳までの隊員が 年に六十日間の協力

問 一千万人とは、まことに心強い限りです。ね。しかし今年こそは決戦の年といはれる今日ですから、まだく満足すべきではないと思ひますが……

答 さうです。だいたい勤勞報國隊の活動は、十八年度の國民動員計畫にも織りこまれてゐるほどで、もつとく活動していただかねばなりません。そこで今度、協力令を改正して、年齢の引上げと、協力期間の延長をすることになつたのです。つまり、これま

で男子は、十四歳から四十歳まででしたが、今度は五十歳までとしました。これは勤勞報國隊の擴充のためと、報國隊の指導者は、四十歳以上の者が隊員の一割近くを占めてゐる關係からです。

それから期間ですが、これは今までの一年間に三十日を六十日としました。

なほ、勤勞報國隊の常時組織として、別に國民運動として果敢に活動することになりました。詳しいことは別項の「躍動する勤勞報國隊」と「學徒の勤勞動員」に譲ります。

勤勞合理化のため男子従 業者の制限・禁止を斷行

問 徴用も必要ですし、また勤勞報國隊の活躍も大變結構ですが、同時に、私どもの職業そのものに對する再檢討が必要と思はれますが。

答 職業の再檢討、つまり自分の職業はこの決戦下に果して相應しいかどうかを再批判し、若し相應しくないやうだつたら、早速轉業することですね。これは確かに必要です。

勤勞々々といつても、たゞ單に働けばよいといふものではありません。私どもは一日々々の汗の勤勞が、直ちに、或いは間接に戦力の増強に役立つのでなくては、ほんたうの意味の勤勞であるとはいへません。

問 その意味からいつて、適材適所が絶対に必要だと思ひますが……

答 いや、實は今度の勞務調整令の改正の狙ひもそこにあるのです。男子従業者の、いはゆる従業制限と禁止がそれです。

これは厚生大臣（または地方長官）が業種と職種を決めて、男子従業者の雇入、使用、就職、従業を制限、禁止するのです。

問 その業種とか職種は、どのやうなものですか。

答 一言にいへば、青壯年男子でなくとも、一般の女子で結構やつてゆけるものです。

問 もつと具体的に申しますと……

答 これは厚生大臣が(地方的なものは地方長官)決めることになつてをり、だいたい次ぎのやうなものが考へられます。

銀行、倉庫、役所等での計算、文書の整理、記録、統計事務の補助に従ふ者、出札、改札、車掌、踏切番、料理人、給仕人、エレベーターボーイ、店員、小使、給仕

問 すると、女子の労働員が切實な問題になつて来ますね。女子にも徴用令を奨励することになりますか。

答 戦ふ各國の女性の労働振りを思ひますと、相當に反省すべき點があると思ひます。若い女性が心から自覺して、徴用令なしに皆が働くやうにしたものです。なほ女子の労働について

は、別項の「決戦下女性の勤勞問題」をご覧ください。

企業整備に伴ふ不要労働者に就職命令

問 前號の週報で企業整備令の概要を知りましたが、企業整備に伴つて従業者の動向が大きな問題になると思ひますか……

答 お話の通り、企業整備が進みますと、休廢止工場・事業場の従業者が不要になつて来ますが、これらの従業者の多くは、それらの職場で長年働いて来た人達で、特別の技能に秀でた人達も少くないのですから、非常に貴重な人達であるといへます。そして、そのやうな人達を、單に必要がなくなつたからといつて他の重要でもない職場に轉職させたのでは、本人は勿論のこと、國家にとつても大きな損失になることになります。

問 これらの指定就職者の新しい職場とか、新しい賃金については、特に考慮すべきだと思ひますが……

答 これについては、今度の改正で規定されてゐたものですが、今後は、五

定してゐます。つまり、新しい職場については、本人の年齢とか知識、技能、體格等を十分に考慮して、適當な職場に就かせるやうにしてゐます。

次に給與ですが、これは本人の技能の程度や、新しい業務・場所に対応し、これまでの給與等を斟酌して決めることにしてあります。

なほ、その者がこれまで賃金統制令の最高初給賃金の規定を適用されてゐる工場に勤務してゐた場合は、命令就職に當つては、新しい雇入とせず、最高初給賃金の規定が適用されない者として取扱ふことにしてあります。

生産増強のため賃金統制令を緩和した

問 賃金で思ひ出しましたが、生産を増強するには、労働者が、いはゆる日本勤勞觀、自分のため金のために働くのだとはなく、祖國日本のために働くのだと

いふ觀念に徹することが大切ですが、また同時に、賃金を加減して、生産を飛躍的に増強させることも大切だと思ひますが、どうせう。

答 賃金を無暗に上げることは、低物價政策上も好ましくないので、賃金統制令で抑へ、今まで、いはゆる總額制限方式を採用してきました。

この方式によりますと、生産能率が向上したからといつて、總額制限を超えて支給することは出来ず、超過分に對しては認可が必要なのです。しかし、これでは事務上煩雜であるばかりでなく、生産能率向上の立證も困難なので運用が難しかつたのです。そこで今度、賃金規則と昇給内規の認可制を採用し、生産能率が向上した場合に、賃金規則に従つて、自動的に支拂へることにしたわけです。

この統制方式は、これまでも重要事業場労働管理令による指定工場には適

そこで今度、労働調整令を改正して、必要な場合には、厚生大臣が指定する工場・事業場に就職することを命じ、これに對し事業主は、その者を雇入れなければならぬことにしたので

問 すると、これらの労働者は、強制的に就職させられるのですか。

答 いや、さうではありません。これらの労働者に對しては、募集とか紹介の方法でもつて、出来るだけ指導斡旋し、それでも、どうしても駄目なときに行ふもので、いはゆる傳家の寶刀です。また一方、雇入の命令も、事業主から申請があつたときに初めて行ふもので、必要もないのに雇入れよと強制するわけのものではありません。

問 これらの指定就職者の新しい職場とか、新しい賃金については、特に考慮すべきだと思ひますが……

答 この賃金規則と昇給内規の認可を受けますと、賃金規則による賃金で労働者を雇入れ、また昇給内規に従つて昇給させることが出来るわけで、總額制限は適用されません。また個人制限のうち最高初給賃金と最高賃金は適用されません。但し、最低賃金は絶対に堅持させます。なほ、認可を受けた賃金規則と昇給内規を變更する場合には、改めて認可が必要ですが、當局が當然認可する場合とか、むしろその支給を當局が要望するやうなものは、一々認可を申請する必要はなく、報告だけでよいことになつてゐます。

就業時間制限令を廢止

問 随分とゆるやかになったのですね。賃金と同時に就業時間についても、特別が考へられてよいと思ひますが……

答 生産増強のために差當つてとられる方法は、就業時間の延長で、支那事變後これが次第に激しくなり、一日十五時間、極端なのは二十時間といふ工合になり、工場災害は續出する、勤勞者の健康は悪くなるで、生産能率が下る傾向が現はれて來ました。

そこで昭和十四年五月に工場就業時間制限令を制定して、十二時間を限度とし、これは機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業、金屬精錬業等の工場に實施されてきてゐたのです。

しかしその後、勅令の運用によつて無茶な就業時間もなくなり、また一方生産増強が絶對の要請となつてゐる今日、とくに生産に急を要し、法令によ

る時間制限や、許可の手續等によつて、生産が円滑に遂行できないやうなことがあつては、却つて趣旨に反するもので、今度この勅令を一應廢止したわけ

です。しかし、廢止したからといつて、無暗に就業時間を延長しても、決して能率の上るものでないことは、過去の事實が示す通りです。

従つて工場経営者としては、このたびの制限廢止の趣旨を十分に理解して、就業時間の適正合理化と勤勞者の健康管理を圖り、單位時間の能率を向上さすやうに努めるべきです。

保護職工に對する特例

問 これは一般男子のことと思ひますが、少年工や女子については、どのやうになりますか。

答 工場法でいふところの保護職工、即ち十六歳未満の者と婦女子に對して

も、こんど戰時行政特別法に基づいて工場法戰時特例を設け、一日十一時間の就業時間制限等が厚生大臣の指定する工場には適用されないことになりました。

この厚生大臣の指定する工場は、いはゆる重要産業工場に限られてゐますが、指定を受けた工場経営者は、保護職工の健康管理には特別に注意せねばなりません。

また、鑛夫就業扶助規則にも特例を設け、石炭山の就業時間の制限を緩和することにいたしました。

この鑛夫就業扶助規則の特例によつて、石炭鑛における保護鑛夫の就業時間の延長と、休憩時間の短縮、それから十六歳以下の者で國民學校高等科を出たものと、妊婦以外の二十歳以上の女子の入坑が出来ることになりましたが、このやうに坑内で就業させる場合には、業者は特に健康診断を勵行し、

健康管理に十分氣をつけねばなりません。

戦力増強へ一億總進軍

問 いろいろの特例によつて就業制限は随分と緩やかになつたわけですが、それだけにまた、事業主の責任はますます重くなつて來たわけですね。

答 さうです。その意味からいつて、事業主の陣頭指揮が肝要だと思ひます。そして事業主と従業員が、自分達の勤勞が大東亞戰爭を勝ち抜くためにどんなに大切かを、はつきりと自覺し、故山本元帥が坐右の銘とされてゐたといふ「常在戦場」の心構へで生産陣に挺身すれば、まさに、米英の生産陣、何もどぞです。

私どもが力を合せて努力すれば、どんなことでも出來ます。東條總理は去る六月の臨時議會で、「幸ひ生産の現況は國民諸君の熱意と努力により、

昨年末以來、著るしく改善増強の跡を示してゐる」と述べてをります。

この一言によつて、私も銃後一億の働き甲斐は、さらに一層強くなつたことは勿論ですが、尤大な生産力を頼みに執拗な反攻を繰返す敵撃滅のため、日夜奮戦を續けてゐる前線勇士の

躍動する勤勞報國隊

勤勞報國隊の活躍は何は國家計費を左右する

過般決定された八つの勤勞計畫は、すべて戦力増強を最も有効に達成するために設定されたもので、その中の國民勤勞計畫では、國民勤勞總力を最も効果的に發揮するために、國民の勤勞

喜びはどんなでありませう。その悦びに充ちた顔が見えるやうです。

増強された生産力は、必ず輝やく戦果となつて現はれて來るに違ひありません。敵米英撃滅のための戦力増強をめざして、一億一心となつて頭張り抜かうではありませんか。

配置が計畫されてをります。

そのうちの軍需産業、食糧増産、運輸、時局下の最も緊要な部門の臨時要員（主としていはゆる勤勞報國隊でもつて充てることを要するもの）の状況をみますと、今年度の所要数は飛躍的に増大し、昨年度の勤勞報國隊の活動に比べて、出勤人員も、出勤日數も、格

段の活動をしなければ、本年度の國民
動員計畫は阻礙を來し、それがやがて
は、各種の國家計畫の遂行に支障を來
し、所期の戦力増強の成果を擧げるこ
とが出来ないこととなります。

そこで厚生、文部兩省では六月四日
付で、地方長官宛に勤勞報國隊の常時
組織の整備と、その動員計畫について
指示し、活潑な活動を促しました。

この勤勞報國隊の常時組織は、國民
運動として大政翼賛會を中心とした國
民運動の諸團體で、一億國民の勤勞
協力心に訴へて編成され、何時でも
所要に応じて出動できる態勢が望まし
く、従つて勤勞報國隊の常時組織の編
成、指導、訓練および動員の細部は、
政府の指導の下に専ら大政翼賛會と關
係諸團體が當ることになりました。

次に考へられるのは、その動員で
あります。全國に亘つて結成された勤
勞報國隊の数は極めて莫大なもので、

その動員は、國民動員計畫に基づいて
総合的、計畫的に、所要の時期に所要
の数が最緊急の部門に對して行はれね
ばなりません。その計畫が勤勞報國
隊の動員計畫で、中央では厚生大臣が
一定の基準を定め、これに基づいて
各地方長官が道府縣毎に具體的な計畫
を樹て、勤勞報國隊の出動の適正を
關ることとなります。

常時組織の編成と その指導、訓練

編成の企畫、指導 各道府縣に勤勞
報國隊指導本部が設けられ、本部統監には
大政翼賛會支部長である地方長官が當り、
本部には協議會が置かれます。この協議會
は、極めて重要な任務をもち、道府縣廳、
國民職業指導所その他關係官公衙の主任
官、勤勞報國隊の結成母體である學校、國
民運動團體の主務者、それから勤勞協力を
受ける軍關係作業員、農會、工場、事業場
の代表者が組織され、勤勞報國隊の編成、

指導、訓練、動員の細部等について根本方
針を定めて統監に具申し、これに基づいて
指導本部では、その事務を處理します。
本部に準じて郡市區には、支部が設けら
れ、さらに町村には、これに準ずる組織を
作つて編成の企畫その他の指導に當るわけ
です。

隊員の資格 先般、國民勤勞報國協
力令の改正で隊員の年齢が引上げられ、隊
員は原則として十四歳以上五十歳未満の男
子、十四歳以上二十五歳未満の未婚の女子
といふことになりましたが、これ以外の者
でも隊員になれることは勿論で、進んで隊
員となるべきです。
なほ轉廢業者とか無職の未婚女子のやう
に、職業を持たない者は一月も早く特定の
職業に就くべきであります。一時的に隊
員になつて、勤勞に慣れることは勿論支
へありません。

隊の編成 隊は現在、勤勞協力を
活動してゐる大日本製糖青年團、大日本産
業報國會、商業報國會、農業報國聯盟、大
日本海運報國團、大日本青少年團、大日本

婦人會、勞務報國會等の國民運動諸團體と
宗教團體、比較的重要でない業務をなす會
社、工場、それから官公衙で、指導本部の
指導の下に組織することになります。既
にこれ等のうちで商會や天理教などは、立
派な常時組織を編成してありますが、この
やうな既存の隊は、そのまゝ存続してその
活動を強化すれば結構です。

なほ一人で數種の團體に所屬する者は、
町村の協議會で協議の上、その所屬隊を決
めるわけですが、原則として職域團體が地
域團體に優先することが適當と思はれま
す。また二十歳以上二十五歳未満の未婚女
子は、婦人會と青少年團の双方に團體があ
りますが、これは青少年團が主として隊の
編成に當り、婦人會は所要の協力を與へる
やうにする方針です。

また、どの團體にも所屬しない者は、適
宜の隊に加入するか、或ひは町内會、町村
單位で別個の隊を編成すべきです。隊は概
ね十名を以て班、三ヶ班を以て小隊、三ヶ
小隊を以て中隊、二ヶ中隊以上を以て大隊
とし、各隊と班には隊長と班長を設け、ま

た同一小隊の隊員は、なるべく素質や生活
條件が似かよつた者が適當です。
隊の編成完了は九月一日までといふこと
になつてゐますが、出来るだけ七月中に全
國共に結成を終りたいものです。なほ隊に
は適宜、「何々町内會勤勞報國隊」といつた
やうな名稱をつけ、結成發足の際には、神
前等で嚴肅な結成式を擧げることが望ま
しいと思ひます。

なほ學生生徒は、すでに學校報國團が結
成されてゐるので、その組織でもつて勤勞
報國隊に充てることとなります。

訓練

勤勞報國隊が勤勞協力を
をする場合には、あらかじめ協力する作業
の概要を知り、また相當程度の規律秩序を
保持させるため、隊員に豫備知識を與へ、
豫備訓練を施すことが必要です。この豫備
訓練は、大政翼賛會と關係諸團體の錬成機
關を通じて實施する豫定ですが、隊の豫備
訓練と勤勞協力は、いはゆる國民錬成の方
法として重視し、將來ますますその完備を
期さねばなりません。

計畫的に動員し 出来るだけ長期に

動員計畫 勤勞報國隊の出動は、
その出動能力と勤勞協力の需要とを綜合
的に考慮することが大切で、殊に今後、
勤勞協力の需要が増加するにつれて動員計
畫の設定がますます必要となつて來ます。
この動員計畫は、地方長官が勤勞協力を
必要とする工場、事業場、農村等から協力の
申請書を徴し、勤勞報國隊の出動可能
數と對照して半ヶ年毎に(八月、九月、十月、
十一月)に設定します。

地方長官が動員計畫を設定する際には、
だいたい次のやうな點に着眼して行ふ
こととなります。即ち
(イ) 勤勞報國隊の特性に應じて協力する
作業を選定し、出来るだけそれを恒久的
にすること。
(ロ) 當時要員を充てる作業でも、作業が
輕易で人員が交代しても支障ないものは、
出来るだけ勤勞報國隊をもつて充てるや
うにすること。

(一) 勤勞協力を受ける作業は軍需産業、生産増大計畫産業および附帯産業、生活必需品産業、交通業、國防土木建築業、災害復舊事業、農業、公務等の國家總動員業務と、これに準ずるものについて、その緩急に應じて決定すること。

(二) 計畫外の要求とか臨時緊急のものを考慮し、若干の餘裕を保留すること。

(三) なほ計畫の設定に當つては、勤勞報國隊指導本部協議會は、地方長官の有力な諮問機関として參與すること。

勤勞報國隊を具體的に動員する場合は、勤勞計畫に基づいて出動時の事情を考慮して出動させるわけですが、特別の事情のない限り、その勤勞協力關係を明確にするため、原則として國民勤勞報國隊協力令による方針であります。協定期間が短く近接地へ出動するやうな場合は、協力令によらない方が適當なので、このやうな場合は勤勞報國隊指導本部に指示して出動させることにしました。なほ、他の道府縣から勤勞協力を受ける必要のものは、すべて協力令によらず、厚生大臣が統制調整を図ることに

なつてゐます。

協力期間

先般の協力令の改正で一年間六十日に改正されました。なほ一回の協力期間には別に一定の標準はありませんが、出来るだけ長期の方が望ましく、殊に學生生徒の一回の協力期間は、これまで教育の關係上、五―七日等と長期に亘らない方針でしたが、今後は一―二週間等なるべく長期に亘つて出動させることにし、また無職の未婚女子で家庭の事情の許すものは、協力令による場合でも三ヶ月以上六ヶ月程度の期間、協力させるやう指導する管です。

協力する者、される者の心構へ

謝金、手当、慰金
勤勞協力は報酬を得ることを目的とするのではなく、義勇奉公の犠牲的精神から出たものであります。報酬の有無を問題とすべきではありませんが、今後の見通しとしては、本業を犠牲として勤勞協力をする場合が考へられますので、一定限度の生活保障の必要が起ります。また作

業用品の損耗もあるので、勤勞協力の趣旨に反しない範圍で手当や謝金の標準を定めることにしました。

また勤勞協力の作業中に、事故のため傷害を受けたり、死亡する場合も、無償とはいへないので、従来通り傷害の場合は、工場、事業場の災害扶助の規則によつて、一般従業員と同様に扶助し、死亡の場合は災害扶助の規則によるほか、一定額の弔慰金を協力を受ける者が支給し、萬一の場合に後顧の憂ひのないやうにしてゐます。

表彰

多数の勤勞報國隊の中には、その精神において、その勤勞協力において、第一線の軍隊に比肩するものもありますので、今度新しく優良な隊と隊員の國家的表彰を行ふことにしました。

勤勞管理

工場・事業場での一般従業員に対する勤勞管理は、既によく研究され、管理の状況も次第に良好になつて来てはありますが、勤勞報國隊による勤勞協力は、日もまだ浅く、研究も十分ではありません。

勤勞報國隊は、作業期間が比較的短いこと、作業に對して殆んど経験のないこと、本業をもち一般従業員と生活環境を異にする点、また作業に對する精神的態度が一般従業員と著しく異なる等のため、その職場配置と作業指導には、特別の考慮を要するほか、宿食、食事、作業用品類についても普通のやうにし、女子や學生生徒に對しては特に注意すべきです。

若しこの勤勞管理の方法が誤れば、勤勞報國隊の協力の熱意は阻却し、十二分の能力が発揮できないばかりでなく、いろいろな點で悪影響を醸すことになり得ます。従つて、この點については、關係官廳の指導、勤勞報國隊側における研究と相俟つて、特別の協力を受ける側でも、眞摯な工夫改善が要望されます。

學徒の勤勞動員

文 部 省

勤勞作業の本質

學徒の勤勞作業が、文部省で正式にとり上げられたのは、昭和十三年六月九日、荒木文相當時、文部次官から直轄講學校長、官公私立大學長と地方長

官に對して發せられた通牒が最初であります。

支那事變の勃發後、學徒の勤勞作業は一府盛んに各地に行はれるやうになりましたが、特に宮崎縣などでは、勤勞倍加運動が起り、やがて祖國振興隊

を結成して、知事を統監した公的な組織を持つた運動が展開されたのであります。これは當時の國民精神總動員運動に即應して、開墾、植林、應召農家の應援作業等に相當顯著な効果をあげたのであります。文部省は、このやうな一般的情勢と勤勞作業の有する教育的意義とに鑑み、右の通牒にも「集團勤勞作業運動へ實踐的精神教育實施ノ一方法トシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義トヲ有スルハ勿論特ニ現下ノ時局ニ處シ極メテ緊要ナルコトト認メラルル旨」が強調されてをります。學徒の集團勤勞作業に關する文部省のこの態度は、文教上當然のことでありまして、今日になりましたも少しも變更されてゐないのです。先日の閣議で決定された「學徒戰時動員體制確立要綱」にも「教育訓練内容ノ一環トシテ」と明示され、あらゆる機会を通じて學業、訓練、勤勞の一貫性が強調され、総合的な教育鍊成の體系の下に、學徒

の心身鍛練の全きを期すべきことが要求されてをります。

作業種目の變化

右のやうな學徒勤勞の本質は、時局の進展に伴つて、その質と量の強化擴大を必然に要求されるわけであつて、前に述べた通牒が發せられて以來、逐年の通牒にこれが現はれてをります。

- 1 校庭、農場、演習林等學校設備の手入れ
- 2 應召軍人遺族家族の農事家事の手傳
- 3 神社寺院等の境内地の清掃、設備の修理
- 4 都市防空設備、公園、運動場等公共設備に關する作業
- 5 日用品に關する簡易な作業
- 6 開墾その他の農業作業
- 7 道路改修、埋立等土木に關する簡易作業

等で、多くは平時的色彩のものであつたのです。それが昭和十四年になると、木炭増産勤勞團運動が展開され、さらに十五年には飼料資源開發事業、空地利用の食糧増産施設實施、團栗利用、ヒマ栽培獻納、桑皮採集等の強調となつて、勞力補充の分野が戰時的色彩を濃くして擴張されて來たのであります。

昭和十六年になつても、學徒勤勞は主として農業、特に食糧飼料等の増産運動に集注されてゐたのですが、同年十二月になつて、遂に國民勤勞團協力が公布され、學徒の勤勞作業種目が總動員業務、例へば總動員物資の生産、修理または配給、國家總動員上必要な運輸または通信、國家總動員上必要な衛生または救護、軍事上特に必要な土木建築、國家總動員上必要な警備等へと飛躍的に擴充されたのです。

實施期間の倍加

學徒の出動日数を考へても、逐年非常な増加を示して來たことがわかるのです。

昭和十三年の通牒をみると、實施期間ハ夏季休暇ノ始期終期其ノ他適當ノ時期ニ於テ概ネ五日ノ程度ヲ目標トシ實際ノ事情ニ應ジ學校ニ於テ適宜之ヲ定ムルコトとなつてゐるのが、翌十四年の通牒では「實施ノ時期ニ就テハ夏季ノ休業ノミニ限ラズ隨時之ヲ行ヒ出缺點檢ヲ爲ス等正科ニ準ジテ之ヲ取扱フコト」とし、こゝに具體的に授業と勤勞作業との關係が規定されたのであります。その後昭和十六年に入り、二月

八日の食糧飼料等増産運動に關する通牒では、さらに徹底されて左のやうに定められたのです。

- (イ) 本運動ヲ實施スル爲成ル可ク休業日又ハ放課後ノ時間ヲ充當スルノ外必要ニ應ジ授業日又ハ授業時間ヲ勤勞作業ニ振り替フルコト
 - (ロ) 一學年ヲ通ジ三十日以内ノ日數ハ授業ヲ廢シ勤勞作業ニ振り替フルモ差支ヘナキコト
 - (ハ) 勤勞作業ニ振り替ヘタル日數又ハ時數ハ之ヲ授業シタルモノト見做スコト
- 右の三十日の期間は、この年の暮國民勤勞團協力量第四條で、左のやうにそのまゝと上げられました。
- 國民勤勞報國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ二年ニ付三十日以内トス
- 前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意アル場合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

右の第二項の場合に關しても、同協力量實施要綱で「令第四條第二項ノ規定ニ依ル特別ノ必要アル場合ト雖モ成ルベク六十日ヲ超エザルコト」と定められてをります。それが今回、協力量そのものを改正して、一年六十日以内とされ、三十日の最高限が一躍倍加されるに至りました。しかし、學徒勤勞に對する適用に關しては、これまでの實情に徴し、いま直ちに六十日に擴大する必要が認められないので、これまで通り三十日を限度とすることになつてをります。

何となれば、今までの實績を調べてみると、全國各學校を通じ一年平均動員日數はそれほど多くはなく、三十日にはなほ相當餘裕があり、相當大規模の動員が出来る餘地が残されてゐるからです。勿論、學校によつては、これまで既に二十七、八日、ごく稀には三十日を越えたところもないではないのですが、これ等でも休日、祝祭日等

の利用と、先般行はれた學制改革によつて、新たに定められた「修練」の時間の活用を考へれば、甚だしい不便を感じないと思ひます。

しかし、今回の學徒戰時勤勞體制確立案綱にもある通り、國家の要請ある場合は、具體的な場合々々によつて、學校の種類程度と作業種目とを勘案して、その動員期間を決定することとなりませう。現に北海道に派遣されてゐる全國農學校生徒の作業期間は、二ヶ月と決定されてをります。

また六月二十五日の次官通牒でも「農村地域ニオケル國民學校高等科及ビ初等科高學年兒童ニツイテハ農繁期ニオイテ地元市町村農會ノ要請ヲ考慮シ農繁期授業廢止ヲ必要ニ應ジ延長セシムルコト」を示達してをります。尤も北海道の食糧増産應援隊は、その地域が交通不便なところであり、しかも主として夏季鍛練期間を利用して行はれた關係もあつて、既に昭和十六年「現

地帯に三十日ヲ原則トスルモ實施ノ場合特ニ必要アルトキハ東北地方ニアリテハ十日前後、其ノ他ノ地方ニアリテハ、五日前後延長スルコトアルベシト定めてゐたのですが、今回これを一週二ヶ月に延長したのは、専ら北海道における食糧増産の國家的緊要性と、輸送關係等をも考慮した結果です。

出動地域と學校移駐

學徒の出動地域は、昭和十四年から興亞學生勤勞報國隊を結成して、主として滿洲、中華民國に及んでゐたのですが、これは特異例であつて、内地における出動地域は、だいたいその學校の所在府縣内に限られてゐたのです。それがだん／＼他府縣、特に北海道などに大々的に派遣されるやうになり、今夏は樺太にも派遣されるので、その動員規模は全國的であるといつてよいのです。

殊に今回の學徒戰時動員體制確立要

綱で「員數及期間が相當多數且長期ニ互ル學徒ノ動員ニ付テハ學校移駐ノ考ヘ方等ニ依リ之ヲ實施セシムルコト」となつたので、とくに國防施設建設等には全國的に出動計畫が勘案されるやうになるでせう。

動員數一億突破

以上のやうに、學徒の勤勞動員は逐年活潑となり、國民動員計畫においても、臨時要員として重要な地位を占め、學徒の動員數は、昨年の実績によれば、恐らく總延人員一億を超えるでせう。しかし、これまでの學徒の勤勞作業は、多くたゞ／＼依頼または命令を受けた學校が、臨時的にその農村又は工場、事業場等に移動するだけなので、どうしても分散的になつて學徒も勤勞に對する愛好心を削がれ、作業の成果も比較的がらがない傾きがありましたので、今回の要綱では出来るだけ作業と學校とを緊結して、常時かつ集

注的に特定學校が特定地域の農業或いは特定工場・事業場の作業に出動するやうにし、學徒動員をして實質的に効果あらせるやうにしたのです。

これは勿論そのやうに筋道をつけただけでは、具體的には學徒勤勞を活用する需要側が學徒勤勞作業の意義を十分理解するとともに、學徒もまた事業の性質に對する理解を深め、學校當事者と事業管理者との緊密な連絡を圖ることが何よりも大切なのです。これまでも兩者の連絡がよくついでた場合には、双方の立場からいつて極めて好結果を齎してゐたのです。

この意味において學校の種類程度と作業の種類とを適合させるやう計畫を樹てることが必要であり、専門技能は力めてこれを活用するやうにせねばなりません。この點、學校の實習場等を利用して教育上支障のない限り食糧増産に寄與させたり、工場・事業場の下請をさせたりすることは、努力調整上か

らも極めて有意義なことで、それには需要者側、殊に工場・事業場側が、なほ一層、積極的に協力して貰ふことが必要であります。

出動する動機

學徒が勤勞作業に出動する場合は、だいたい左の三種に分けられます。一、前記の國民勤勞報國協力量に基づき協力量を受けた場合、これは勿論、同令施行規則第一條に記載されてゐる總動員業務に限るのでありますが、現在の學徒勤勞作業の大部分は、この業務の中に入ります。この協力量による出動は、鐵道の優先輸送とか、運賃の割引とか、幾多の利便が與へられ、その活動が助長されてゐますが、實際にはこの協力量の存在を知らず、また知つても手續がよくわからないため、この適用で學徒の出動を求めようとするものは比較的少いやうです。二、一番多いのは國又は道府縣で計

畫された一大運動の一環として出動する場合で、例年實施する食糧増産運動、木炭増産運動等は、その適例であります。

三、しかし、最近では各學校で作業場を見つけたり、又は作業を依頼されて、自發的に出動する場合が多くなり、特に最近時局の緊迫さが純眞な學徒の心にヒシ／＼と感ぜられるやうになり、そのじつとしてゐられない國家を思ふ至情は、必然學徒自體の自發的機運を醸成して、その代表者を當路に派遣して自ら仕事を見つけ、自分等が直接戦力増強のお役に立ちたい熱情を吐露する場所を求めて出動する例が多くなりつゝあります。今後、學徒戰時動員體制確立要綱に基づいて、實際に働き出したら、國民動員上からも、極めて寄與するところが大きいと信じます。

文教の諸施策

最後に國民動員計畫遂行に寄與する

ため、最近文部省で實施し、また現在實施してゐる二、三の事例について、説明しておきたいと思ひます。

その一つは、去る四月一日から實施された學制改革で、これまで五年制であつた中等學校を四年制に改め、これまで三年制であつた高等學校、大學豫科を二年制に改めたことであります。勿論これは新らしく四年制の中等學校をつくり、二年制の高等學校をつつて、その教育内容を皇國の道に則つて刷新し、その教授内容を簡素化し、しかも従來に劣らない實效を収めようとしたものであります。一面、學徒をして、一日も早く實社會に出て國家のため盡させる國家不斷の要請を、この際實現したものであります。即ち學年縮小といふ點において今回實施された學制改革も、國民動員計畫遂行に資すること大なるものがあるわけでありま

す。第二は、目下進行中の各種學校の刷

新整備であります。各種學校の教育内容と教育施設の刷新充實が直接最大の目的であります。その上これによる勞務動員の給源確保が企圖されてゐるのです。即ち學科内容が時局下緊要でないものとか、教育内容の刷新充實がどうしても出来ないものなどは、この際閉鎖し、これによつて生ずる人員を勞務動員の給源にしようとするもので、或る程度、本年度國民動員計畫の給源として計上されてゐることは、各種學校整備の重要さを示唆するものであります。

右のほか國民學校、青年學校等、義務制を布いてゐる學校以外の學校新設に、相當嚴重な統制を加へてゐるのも、資材關係を考慮した點もありません。國民動員計畫の策定上、支障のないやうに願つてゐるからであり、實業學校卒業生に對する進學制限も同様の目的からであります。要するに、國民動員は決戦下ますます

重要な問題でありますから、文部省でも、教育に課せられた皇國悠久の發展を所期する基調を常に堅持しつゝ、時局に即應する刷新改善を着々と斷行

してゐる點を、國民一般がよく理解され、諸般の文教政策の遂行に、ますます協力されることを切望してやみません。

決戦下女性の勤勞問題

勝ち抜くために女性の勤勞は絶対に必要である

戦局の様相は、いよいよ深刻な決戦に次ぐ決戦の段階に進み、巨大な消耗を伴ふ長期戦になつて來ました。私も戦後國民は、どんな長期戦にも堪へるやうに、軍需品の増産に、食糧・生活必需品の増産に邁進せねばなりません。ところで、生産の擴充を圖り、戦力を増強するのに最も必要なのは何かと

いへば、資金や資材・設備、技術等が有機的に總動員されねばならぬことは勿論ですが、それにもまして特に大切なのは人、即ち働く人であります。

今日のやうに大規模な近代戦になりますと、戦争遂行に必要な生産能力をあげるためには、平時に幾倍する勤勞を必要とします。従つて男子は勿論のこと、女子動員の必要がいよいよ切實になつて來ることは、まことに當然のことです。

そこで政府では、女子勤勞の緊要性を重視し、去る一月二十一日の閣議で決定した生産増強勤勞緊急對策要綱で、「女子ヲ以テ代替シ得ル業種及職種ニハ夫々女子使用員數ノ標準ヲ定ムルトトモニ女子勤勞管理ヲ確立シ、以テ女子ノ動員ノ強化ヲ圖ルコト、右ニ關聯シ男子ノ就業制限乃至禁止ヲ行フコト」と女子の勤勞動員を強調し、特に男子勞力の重要産業部門への轉出と、女子代替を強力に推し進めることにしました。

女性にはどのやうな職業が適當か

従つて、女子が男子に代つて當然の職に進出するわけですが、では一體どのやうな職場で、どのやうな作業に携つたらよいかといふことが問題になります。

女子能力の適否については、一般に力を用ひる作業よりも、根氣を要する

連続的な細かい作業に適するといはれてをり、兵器や彈丸、航空機部品工場等での経験からみても、小物の検査や仕上げ作業などでは、手先きの器用なことで、單純な反復作業に堪へ得るために、最も勝れてゐるといへます。即ちこれを工作機械作業といへば、小型旋盤・フライス・ターレット盤・フライス盤・研削盤などの小形機械作業、鋳物では中子や型込（シロ）以下作業などで、電機工場における組立作業・捲線作業・真空管・電線被装等の作業或は飛行機・被服軍靴工場における裁縫作業、落下傘の仕附作業、その他各種工場における製圖・試験・分析等です。

これらも結局は、女子の手指が細かく働くと、注意力を長時間にわたつて、平均的・持続的に保ち得る特性が活用されるためであります。

かやうに女子の一般的特性は、重工業以外の事務部門にも適用され、銀行、會社、その他公務員等が就業を整理したり、出納簿記、會計等を擔當する簡単な書記的業

務或は運輸交通部門における出札、改札車掌などの仕事も、これからは男子に代つて、女子が進出すべき職種であります。また最近では、國民の文化的厚生施設の擴充が要望され、この目的に副つて生活指導の尖兵として働く保健婦や營養士、保姆、寮母、教員なども、新たに重要性を加へて來ました。女性が人を扱ひ、世話する仕事に勝れた特性をもつてゐる點から、かやうな勤勞部門へも、専門の技術を習得した女性がどしどし進出すべきであります。

作業によつては女性の能率は男性を凌ぐ

重工業部門にせよ、その他の一般業務にせよ、女子が男子に代つて従事できる作業は、極めて廣汎に亘つてをります。ところが、このやうにして、一高低の仕事は女子でやつてゆかれるにしても、その成績が男子ほど上らないのではないか、能率上甚だしい差があ

りはないかといふ問題が残ります。けれども男子と女子の能率は、それほど違ふものではありません。現在、實際上に女子を多数に使用してゐる重工業部門では、女子全般の作業能率は、男子に比べて大體七〇%から八〇%であるといはれてをりますが、これも工場内の諸事情、受持作業の内容に應じて、多少の差別があり、或る種の作業では、一〇〇%の能率をあげて後に男子を凌駕してゐる場合も少くありません。

従つて私どもが特に注意せねばならないのは、男子に對する女子の能率が七〇—八〇%といふことは、多くの場合、現在のやうに女子が男子と同一作業方法で、同一作業條件の下に就業してゐる時のことであつて、作業設備や作業方法、作業條件を女子にやり易く改めれば、従来の觀念をのり越えて、さらに廣泛な作業にも使用でき、しかも能率が上ることあります。

女子の作業には、次ぎのやうな條件が肝要である

そして、これを實現するためには、一般に次ぎのやうな諸點に考慮を拂ふことが必要であります。

- (一) 女子の作業から計畫その他の頭腦的要素を削減し、なるべく決つた仕事を與へるやうに改めること。
- (二) 女子の受持仕事を分析して、これを幾人かに割當て、各自の仕事は單純な反復作業に改めること。従つて女子はなるべく小物の多量生産または取扱に當てること。
- (三) 女子には、なるべく専門化した単純機械をあてがひ、または機械の操作を單純化して仕事を簡單にすること。
- (四) 治具、計測器、取付具の類を工夫して、仕事を容易に正確にさせること。
- (五) 中間検査を頻繁に厳重に行ふこと。
- (六) 公平にして親切な指導員をつけること。

このやうに生産者としての女子の特性は、單調な仕事をよく飽かずに丹念にするための一時的な間に合せとして使ふのだといふ認識の乏しい向がないで、はなかつたのですが、これは大いに改めて、これからは生産の協力者として、適當な教育や保護を加へ、女子特有の才能をもつて、生産に貢献させるやう誘導すべきです。

女性の特性を活用 擁護せねばならぬ

女子の能力は一般に創意・工夫・判断に乏しい反面に、根氣強く、従順で命令に服従する等の特性があります。即ち單調感などは、男子にとつては可成り苦痛で、能率減退の原因にもなりますが、女子にとつて苦痛は比較的弱いばかりか、中にはかへつて單調を喜ぶものさへあるほどで、これは、日本女性が産業の一大潜勢力として期待される極めて重要な特異性であります。

に辛抱強くやれる點にありますが、その反面、握力や背筋力等、一般筋力に乏しく、従つて力仕事に適さないと、男子に比べて疲勞し易く、病氣にもかかり易いといふ第二の特質があります。即ち女性は、たゞ外見上、男子に比べて纖弱であるばかりでなく、罹病率も高く、一たん病氣にかゝると、恢復も遅く、従つて男子に比べて罹病日數も長いのですが、こゝで何よりも重視されねばならないことは、女性が天賦の能力として「母」となる資質を備へてゐることです。

女性が持つこの二つの特性―即ち體力的に纖弱なこと、「母」となる特性―に對する認識と擁護こそ、女性の勤勞が國家民族の問題として特に重視される所以であります。

女性の勤勞と人口、結婚問題との協調

戦争はその國の有する民族力の強弱

によつて最後の勝敗が決められます。即ち、強い民族力と優秀な民族の増殖といふことが、國力の發展に先行する大切な條件であります。この意味で我が國の有する大きな強みは、一面において強固な家族制度を有すること、他方、強兵を多量に保有することにあります。

家族制度の特徴とするところは、主婦が家庭に於て、家を守ることにあり、強兵は、女性が子を生育して、これを優秀な國民に養つてゆくところにあります。ところが、こゝで問題なのは、女性が家庭を離れ、勤勞に従事することが多くなればなるほど、かやうな家族制度や子弟育成への任務が遂行しにくくなり、自然かやうな國家的特質が破壊されはしないかといふことあります。

既に外國では女性が勤勞に従事した結果、家族制度は破壊され、結婚率や出生率にも影響して、人口が次第に老

齡化して來てゐることはご承知の通りであります。幸ひ我が國では、未だかやうな影響は認められず、この激しい戦ひの最中にあつても、人口の自然増加が百万を超えるといふ喜ばしい數字をあげてをりますが、近來、出生率の減少の傾向があることは、まことに油断できないことです。

大東亞戦争も結局は、日本民族力の旺盛な發展によつて、皇國未來の使命を實現し得るのでありますから、私どもはかやうな不幸を出来るだけ少くして、むしろこの國家的な特徴をいよいよ助長し、精進をあげてゆくやうに努めねばなりません。

かやうに決戦下における女子の勤勞動員は、生産力の増強と民族力の強化といふ二つの困難な、しかも國家的絕對的な要請をうけて、極めて重大な意義を帯びてまゐりました。

もし女子勤勞者のあり方が母性を破壊したり、その勤勞力を凋落させたり、

母性としての重大な使命の遂行に、少しでもさしはりになるやうなことがあつたとしたならば、その結果は直ぐにも、明日の日本の民族力、日本の戦力に莫大な影響を及ぼすことになり

ます。即ち戦争によつて女性が勤務の職場に出ても、将来の「母」としての任務に差支へないやうに、健康と人格とを勤務生活のうちに培養させるやうに、勤務管理を強力に推進してゆかねばなりません。

完全な勤務管理は女性の能率を最高度に發揚す

女子を新たに動員して、女子勞力の擴充を行ふ場合には、女子の心身の特性から作業の適應性を考究し、特に作業組織や行程管理等の分析を行ひ、どんな作業にどんな條件で就業させるのが一番好適であるかを、十分考慮しなければなりません。

即ち、これまで男子がやつてゐた場合とは異つて、作業を女子向きに改めたり、複雑すぎる操作は単純化したり、重すぎる物の取扱は機械をつけるとか、或ひは一人で運ぶものは二人にするとか、さまざまの工夫が必要であります。また作業場や椅子の高さ、道具の大きさ等を改善したり、不自然な姿勢を要する作業はこれを改めたり、立業を座作業にするとか、作業の間に使用できる椅子や腰掛けを設けてやるとか、作業の轉換を行ふとかして、作業苦を軽減し、また女子にとつて危険を感ずる機械や騒音、悪臭、粉塵に對しては、特に安全装置を完全にせねばなりません。

なほ女子を作業場に導入する際には、工場や作業に親しませてから行ふことが必要です。即ち採用と同時に配置しないで、各人の性能に應じて配置するやう工夫したり、或ひは工具の類についても一通りの觀念を養ひ、作業の基本的な知識を與へて置いてから現場に出した方がはるかに成績がよいものです。女子が疲勞し易いことは、さきにも

述べたところですが、長時間の作業は絶対に慎まねばなりません。戦時下、時間の短縮を許さない場合でも、生産高の増大をはかるためには、先づ作業管理、行程管理、事務管理等を合理化し、組織化して勞力を節約し、眞の能率増進を期待することが望ましいことです。

また女子の職場における能率は、厚生施設の整備運営にまつところが少くありませんから、女子専用の休憩室、更衣室、食堂等を設け、その他日常生活必需品の配給施設を設けるとか、または日々の生活に運動や音楽等を取り入れて、士氣を高める等のこともぜひ必要です。近頃、家庭を離れて働く女性が増加してをりますが、保護者のない若い女性に對しては、寄宿舎を建てて健康や教育の破壊からしつかりと守つてやる途を講じ、また妊産婦に對しては、婦人科醫に産前産後や生兒保育等の相談にあたらせ、養育を補助したり、勤務條件を整備する等、特に手厚い保護が必要で

これまでは、一般に女性が働いてゐると、女性としてのたしなみが失はれるとか、花嫁として相應しくないなどといはれ勝ちでしたが、女性は一生懸命に働く勤務者ではなく、結局は「母」としての義務を遂げねばならないのですから、かやうな非難をうけることのないやう、主婦たり、母たるに相應しい教養もあつちりと仕込んでやらねばなりません。

そしてこのためには、女性勤勞奉公の精神を一層昂揚するとともに、職場を人格練磨の道場とすること、日本の母たるに相應しい家事教養をさらに強化すること、この三つが一段と促進される必要があります。

結局、女子勤勞指導の任務は、質實、健康、明朗な女性の勤勞生活を打ち立て、その上に皇國民族の大生命を永遠に濺刺と發展させやうとする高い理想をもつて、これをごく手近かな日常生活の個々の事柄から實施してゆく

困難な仕事でありますから、女子勤勞の指導にあたるものは、事業主も、勤勞指導者も、技術者も、醫師も、教師も、合監も、みな相携へて、力強く協力し合ふことが一番根本的な要件であります。

全女性は働く悦びを胸にして職場に進出せよ

さて、私どもは今、大東亞戦争の完勝をめざして、ひたすらに戦力増強のため、戦ひの生活をつゞけてをります。

そこで女性は、この決戦を機会に、これまでの生活態度や生活の仕方を全面的に深く反省し、國家の要請を待つまでもなく、戦力増強のため總躍起しなければなりません。國內にブラ／＼遊んでゐる女性は一人もないやうに、勤勞報國の精神に燃えたとつて勤勞の生活を徹底しなければなりません。これまで女性は「働くことはなんと

なく卑しいもの」、「生活に困らなければ働かなくてもよいもの」などと考へ勝ちでしたが、決戦下の今日、女性はかやうな間違つた考へを、身をもつて打破しなければなりません。

自分だけの都合や、一時の流行に知られて働いた女性の中には、仕事に對する責任感や研究心が乏しいため、ちよつとしたことからやめたり、他へ移つてしまつたりするものが少くありません。けれども女性が働くのは、もはや自分のためにするのではありません。國家のために働くのであります。天壤とともに極りない皇運の下、「醜の御楯」として働く自分、そこに限りない喜びをみん／＼とかみしめて、一杯働き抜かねばなりません。決戦下の女性は、舊來の觀念に遠慮を巡らすことなく、勤勞報國の確乎たる自覚と決意をもつて、今こそ米英撃滅への勤勞に總躍起しなければなりません。

戦時服装問答

問 去る六月四日の閣議で戦時生活簡素化實施要綱が決定されましたが、その趣旨はどうか、どこにあるか、先づそこらどうぞ……。

答 ご承知の通り、私もはこの大東亞戦争を勝ち抜くために、あらゆる面で戦争生活の實踐に邁進してをります。が、衣生活においても、眞に決戦下の日本國民に相應しい質實剛健で、しかも國民の士氣を昂揚し、常に有事即應の態勢を養へ得る最も活動的で保健的なものにする必要があります。

また資材の點からしましても、あらゆる物が戦力である總力戦の今日、出来るだけ衣料資材を節約して、それを

戦力増強に廻さねばなりません。このやうな點から申しまして、衣生活の刷新が必要なわけです。

根本の心構へは 絶対に新調しないこと

問 實際 精神的にも、物質的にも戦争衣生活に徹底することが大切ですね。これを實行するには、具體的にどういふことになりませんか。

答 一言で申せば、今後は絶対に新調しないことです。つまり手持の衣料をそのまま、或ひは適當に更生し、工夫して、とにかくあるもので間に合せることです。

若し、やむを得ず新調する場合に

は、男は國民服乙號、女は婦人標準服にし、學生生徒の制服や各種の團體の團服なども、出来るだけこれにし、長い袂はやめ、また冠婚葬祭の様式も出来るだけ簡素にすることです。

このため政府では、反物や帯地の規格を改正し、また染色や配色なども健實で清楚なものにし、さらに衣類の更生生活にせむとも必要な修繕用の資材、例へば修繕用衣料、針、縫糸などを出来るだけ確保するやうに配意してをります。

服飾美の觀念を叩き直すことが第一

問 すると、衣生活に對する私どもの考へ

方——つまり、これまで特に婦人に多かったと思ひますが、衣服は一つの飾りである。どうしても美しくしなければならぬといふ、さういつた服飾の觀念をこゝでガラリと變へて、改めて出直す必要がありますね。

答 さうです。だいたい日本婦人本来の美は、清楚で端正なところにあるのです。ところがこれまでの服装の美は、どちらかといへば本當の日本人としての美ではなく、たゞそのときの流行に動かされた歐米模倣の流行が多く、とかく歐米の映畫女優を真似るといふやうなまことになさけない状態だつたのです。この際、今までの流行觀念を拂拭し、時代おくれのものも進んで利用し、年齢により色合や柄、模様を問はぬだけの踏切りが望ましいのです。

この服装美の方面から申しまして、眞に日本人に相應しい簡素剛健でしかも清楚なものでなければなりません。

ん。従つて、かういふ意味での服装美は今後ともなければならぬと思ひます。

しかし、これからの衣生活は、美しいといふことは二の次ぎにして、先づ國家のいろ／＼な要請に應じられるものでなければなりません。従つて、この戦時下における衣服は、資材節約に役立つだけでなく、同時に活動的、保健的或ひは軍民衣服の共通、つまり、いざといふときには直ぐそのまゝ軍服にもなり、防空防火にも働けるといふやうなものでなければなりません。そこで今度、男子の國民服乙號や女子の標準服が強く取り上げられたわけです。

國民服でどこへでも

問 ところで、國民服は甲乙兩號ありますが、今後は乙號一本指でゆくと決められたのは何故でせうか。

答 それは、つまり資材と勞力の節

約のためです。殊に學生等は乙號を使用する場合がありますから、これまでのやうに卒業してから誰も彼も背廣を作るといふやうな無駄がなく、學生時代の服装でそのまま社會に出ても間に合ふやうにするためです。

問 しかし、乙號は禮裝にならないと思つてゐる人もあるやうですが……。

答 いや、そんなことはありません。甲號も乙號も禮裝として使へます。

作るなら乙號を

問 それから現在持つてゐる甲號は、もう使へなくなるのではないかと心配してゐる人もあるやうですが……。

答 いや、それも全くの間違ひです。ただ先程申しましたやうに、今後新調する場合は、乙號に限定したわけでありまして、また現在、背廣しか持つてゐない人は、何も慌てて國民服を新調するには及びません。現在のものをそ

のまゝ利用して戴けば結構です。それから、これは餘談になりませんが、國民服でネクタイを結んでゐる人がありますが、これは大變な間違ひです。ネクタイの要らないのが國民服の特徴の一つなのですから。

色も柄も制限なし

問 去る六月十六日に勅令で公布された國民服制式特例について伺ひたいのですが、先づ制定の理由を……

答 今回の要綱にも茶褐色(國防色)以外の生地による國民服の仕立を認めることになつてゐますが、今後、國民服一本指でゆきますと、茶褐色以外の在産生地や、手持生地の活用も圖らなければなりませんし、また一方、防空服製の徹底の立場から、脚絆や長靴や短袴を着用した場合も、國民服の制式といへるやうにし、さらにまた、これ等を禮装の場合にも差支へないやうに

する——つまり大東亞戰爭中、當分のうちは國民服の範圍を擴大するといふ理由からです。

問 この特例では、どういふ點が新たに國民服として認められたのですか。

答 便宜上、常装の場合と禮装の場合に分けて簡便書にしますと次ぎのやうになります。

常装の場合

- 1、當分のうち國民服の上衣と袴の地質(色)とは自由なこと。
- 2、脚絆を用ひ得ること。
- 3、長靴または脚絆を用ひる場合に限り、短袴を用ひ得ること。

禮装の場合

- 1、上衣、袴および外套の地質に黒色濃紺色および白色(白色は夏場の時期または地方に限り)を加へること。
- 2、墨革長靴の着用範圍を擴大すること(前項または諸項のときに限定しないこと)。
- 3、黒色、濃紺色または茶褐色の脚絆を用ひ得ること。

たゞ注意しなければならぬことは、國民服だけでなく、今後服装なんかはどうでもよいのだといふ考へ方です。國民生活は社會風潮に影響を及ぼすところが大きく、特に禮装は、禮節の精神がうちに溢れ、舉措が謹嚴で端正なのが日本民族古來の美風なので、すから、今回の特例についても、その邊のけじめは、はつきりとせねばなりません。

宮中關係の場合……

問 國民服乙種は、宮中關係は認められないやうに聞いてをりますが……また今回の制式特例と宮中關係はどういふことになりますか。

答 お話のやうにこれまで國民服は、宮中關係では甲種禮装だけ一定の場合に着川を認められてをりましたが、今回、國民服制式特例が公布された際に、甲種禮装も乙種禮装(今回の制式特例によるものも勿論含みます)も、共に左記

の場合には着用できることになりました。但し上衣と袴とは共色であること、脚絆を用ひ得るのは防空警報發令時に限ります。

- 一 參内記帳(儀禮)における参内の場合を除く
- 二 賜物の拜受
- 三 行幸警先における奉送迎
- 四 御名代または御差遣皇族に對する拜謁および奉送迎
- 五 勅使、御使の拜受および奉送迎
- 六 陵祭の正式参拜(陵務寮に勤務する者を除く)
- 七 その他とくに着用を許可した場合

完璧の婦人標準服

問 ところで婦人標準服は、未だ一般に徹底されてゐないやうですが、この際だいたいの話を伺ひたいと思ひますが……

答 婦人標準服は、男子の國民服が制定された後をうけて、昭和十六年の三月頃から厚生省内に婦人標準服研究會

といふものを設け、多數の専門家が集つて研究を重ねた結果、昨年の二月に次官會議で決つたものです。これは日本女性に本當に相應しく、しかも保健衛生・活動的に考へてあります。また退蔵衣類を活かして使ひ、用布はうんと節約でき、そして飽くまで自分の手で縫ふ、といふことを本にして考案されたもので、甲型、乙型、活動衣の三つになつてゐます。

例へば乙型ですと、これまで三丈も要りました用布は、二丈四尺ですみます。帯も半幅で七尺四寸ほどになります。かういふわけで資材の點でも非常に節約になります。また質實清楚な日本女性美を發揮するのに相應しい戦時衣服として考案されてゐるのです。

問 男子の國民服のやうに、婦人標準服を女子の國民服として法令で一定しないのはどういふわけですか。

答 それは婦人の服装の特異性から、

男子の場合のやうに一律に定めるのをやめて、一定の基本型をはずれない限り、各自の工夫と創意を働かせる餘地を作つてあるわけです。

従つて乙型を例にとりますと、袖は筒袖式船底型とし、袖丈は三十八センチ(釵一尺)以内とし、帯は幅四寸四分以内、長さは七尺四寸程度で、その他なほ若干の基本がありますが、これ等の要件を具へる限り、色や柄模様等は別に一定しないで各自の創意を加へて應用型をつくつていたゞき、この邊に大いに日本婦人のたしなみをみせて貰ひたいといふわけです。最近、大日本婦人服協會で全國からこの應用型を募集し、その中から優秀なものを選んで展覽しましたが、いゝものほどしどし普及奨励して着てもらひたいと思ひます。

問 標準服甲型は、従来の洋服に比べると用布が餘計に要るから、戦時服装とし

てはどうかといふものがありますが。

答 標準服甲型を用布の點だけから、従来の洋服と直ちに比較されるのは適當ではありません。前にも申しましたやうに、標準服はなるべく現職和服の更生活用で工夫してゆくといい建前で、また新調の場合も、制限物資である毛織物を避け、和服地で仕立てるのを原則としてゐます。そして標準服甲型は二丈四尺程度あれば十分ですから、退職和服を利用する場合は勿論のこと、やむを得ず新調する場合でも十分間に合ふわけです。

なほ標準服は、従来の洋服と比べ、まず、襟は、腰を蔽ふ程度となつてをりますから、用布は多少餘計に要することになります。これは容儀の點、保健衛生的な點からさうしたのです。

短い袂で颯爽と

問 和服の仕立は、男女とも短い袂になる

やうですが、今後は長い袂は絶対に作れないでせうか。

答 それは作れるとか作れないとかの問題ではありません。この戦争に是が非でも勝ち抜くためには、私どもの衣生活も出来るだけ無駄な裝飾的部分は大いに改めなければなりません。今度の簡素化要綱の狎ひも、衣料資材の節約といふ點に重點の一つがあるのです。

今度の規格によりますと、長い袂は大體作れないやうになつてゐますが、それでも無理をすれば或ひは作れるかも知れません。しかし、無理までして作る人はゐないと確信してゐます。

上衣なしで酷暑征服

問 いよ／＼酷暑に向ひますが、半袖半袴の颯爽や、上衣なし運動は大いにやらなければならぬと思ひますが……。

答 大いに結構と存じます。國民服令

によりまして、暑熱の時期や暑熱の地方では、半袖半袴にすることが出来るやうになつてをりますが、今年は大いに奨励してゆきたいと思つてゐます。

また去る六月三日の次官會議でも、官廳員は夏期中は上衣を着用しなくても差支へないことになり、更に七月一日の次官會議で一般に半袖、半袴でも支障ないことになりましたから、皆さんも大いに實踐して戴きたいと思ひます。たと前にも申したやうに、どんな場合にも禮節を紊りにしてよいといふ意味ではないのですから、この點ご注意下さい。

問 學生生徒の制服や各種團體の團服等は、どんなふうになりませうか。

答 男子學生生徒の制服の新規仕立は國民服乙號に、女子學生生徒は、その裝飾的部分の除去について考慮すると共に、専門學校以上の學生については、なるべく婦人標準服によるといふ

ことになつてゐますが、學童服は原則として制服を限定しないで、何でもよいといふことになつてゐます。

また各種團體も今後新たに團服を制定することは避け、國民服または平常服を活用するやうにし、なほ既に制の定めのある場合でも、特に支障のない限り正規以外の服装の着用を認める——このやうに、これまで新卒業生が背廣を新調するのに苦心したり、同一人が數種類の團服を持つてゐなければならなかつたりする無駄を大いに省くことにしました。

要は形よりも精神

問 冠婚葬祭の様式の簡素化は、特に大都會等ではまだ／＼考慮しなければならぬと思ひますが、中央で何か決められる意向はありますか。

答 先程申しました次官會議で、官廳員は官中に關する場合や、法令に特令の定めのある場合を除いて、公私一切

の儀禮では、衣服に關する制限を撤廢し、更に一般に冠婚葬祭は平常服でもよいことになりました。

結婚の様式の問題ですが、これは地方的に違ひますし、また都會と農村では大いに違ひますから、これを中央で劃一的に決めるのはな／＼困難であります。しかし、モーニングや襟袢様がなければ結婚式場に出られないやうな氣分を一掃するやうな國民運動を起すと共に、全國的な規準となるやうに、誰にでも出来る簡素な様式を速かに決定したいと思つてゐます。

問 それでは最後に、どんな心構へで實踐してゆけばよいかについて……。

答 衣生活だけでなく、この際、國民生活はすべて戦争生活に切り換へなければなりません。特に衣生活には、すべき部分が甚だ多く残されてゐると思ひます。ご承知のやうに、本年度はさらに二百七十億貯蓄を突破しなければなりません。私どもの家計の點か

らみまして、食生活費、住生活費には、この上、切り詰める餘地は一般に比較的少く、どうしても衣生活その他から工夫しなければなりません。

また物の面からみしても、出来るだけ資材の節約に努力し、いはゆる裝飾的な部分は、この際全廢するやうにしなければなりません。たと繰返して申しますやうに、國民衣生活は社會風潮に影響を及ぼすところが多く、特に女性の服装については、この點大いに考慮しなければなりません。決戦はいよ／＼熾烈になつて來てゐます。大東亞戦争を勝ち抜くために私ども日本人は一人残らず、特に指導的立場にある人は、率先垂範して、國民の先頭に立つて、決戦衣生活を創らかな氣分で自信をもつて實踐して戴きたいと思ひます。

(厚生省)

(官報第六三三三號及び七月七日官報を參照)

通風塔

いざといふ
ときが来た
「日本人はいざ
といふときに強
いのだ」とい
れて来たが、今
こそ、そのいざ
といふときが到来してゐるの
だ。

敵米英は何と豪語したか、
「日本人の血の一滴まで吸ひ取
る」といつたではないか。實に
大和民族が一人残らずこの世か
ら葬られるか、それとも唇國の
大理想を世界に顯現し得るかの
關ヶ原である。

我等の一擧手一投足こそ大東
亞の消長にかゝつてゐる。
この世界の難局を乗り切り
得るのはわれ／＼日本人だけな
のだ。

酔つばらひ追放
毎夜酔漢の目撃しい姿に幻滅
を感じる一や間女學生でござい

ます。

あのやうな淺ましい姿が恥辱
であることさへ知らぬ人達、果
して深刻な現局を識つてゐるの
でございませうか。

同じ皇國に生を享けた兵隊さ
んが、最後の血の一滴までもお
國に捧げてをられるとき、銃後
の男が聞くに堪へない雑言を口
走つてゐてもよいのでせうか。

悲しいこととございませう。
血の汗を流して戦つてをられ
る前線の勇士方に、銃後の姿を
なんとお知らせしたらよろしい
でせう。

「酒に吞まれてゐる愚なる者
よ、大に喰はれて死んでしまへ」、
と私はいつも心の中で酔漢に怒
鳴つてゐます。(無署名 一女學生)

ご馳走御納
今や帝國が興亡の秋とは、東
條首相はじめ日本人一人残らず
が認めてゐるところだ。今こそ
一億一丸となつて、物資節約に、

貯蓄勸行に奮進しなければなら
ぬ。

ところがわが國の物資があり
餘つてゐるのか、どうかは知ら
ないが、「一億一丸」の精神が
「一億一丸」の精神が、

「一億一丸」の精神が、
やうである。決戦下日本の姿と
して、これよりいざらうか。
物資節約、貯蓄勸行と目先だ
けでは日本は負けてしまふ。

斷乎これを廢止して、その
物資を前線の兵隊さんへ、その
時間を戦力補充に當てるべきで
ある。(東京 農家)

農家よ、昔にかへらう
私は三代続いた農家に生れ、
日露戦役に従軍し、歸郷後、家
庭の事情から歸郷した一老人
です。

生活窮乏が各方面に強く叫ば
れ、誠に同感至極ですが、私は
農家の刷新は復古以外にないと
信じます。
私の先代達は終始一滴の酒も

戸内に入れないほどで、一着専
心 農事に精進したその姿に
は、いつも心から敬服させられ
てをりました。

農は二千年に一度も表替へを
せず、衣服は木綿一貫で、それ
も盆暮に一人一反つゝを買入
れ、靴物は一年に一足乃至二足
程度で、常に手製の草鞋、草
履、いはゆる足中と稱する足半
分のものを履いて田畑山林で働
き、夜は燭三房程度の夜業をし
て蓄積につとめたものです。

とき／＼歸郷して、最近農家
の生活振りをみると、全部と
はいはないまでも、大多数が徹
底した復古精神で、もう一度眞
の農民の姿にかへつてほしいと
痛切に感ずる次第です。(三老翁)

お知らせ七月二十一日號の
週報で、今度改訂されました
時局防務必携と、その解説を
特刊します。

目次

勤勞新體制の確立(勞務局改訂勸告を中心).....厚生省：一
躍動する勤勞報國隊.....厚生省：九
學徒の勤勞勸励.....文部省：三
決戦下女性の勤勞問題.....厚生省：六
戦時服裝問答.....厚生省：三

週刊日誌

- 六月二十七日
第二回行政監察使に内閣閣
問摩原次郎氏勸告
學徒時勤勞體制確立要綱
を閣議で決定
統制會に對する勤勞行政職
權委譲等に関する勸告案要
綱を閣議で決定
米穀會、農產運搬法を可決
六月二十六日
ソロモン方面地上部隊の戦
果(二十七號勸告)を大本營發
表
近代戦の性質上、時に遺骨
- 六月二十八日
環らざることある旨の陸海
軍當局談を發表
防空待避所の急設を内務省
要請
地方行政刷新強化に関する
件を閣議に附議、地方行政
協議會設置令、戦時行政職
權特例中改正の件、地方參
事官臨時設置制の三勸告案
要綱を決定
企業整備資金措置法施行勸
告案(七月十五日施行)を閣
議で決定
改訂「時局防務必携」を内務
省發表
六月二十九日
環らざることある旨の陸海
軍當局談を發表
防空待避所の急設を内務省
要請
地方行政刷新強化に関する
件を閣議に附議、地方行政
協議會設置令、戦時行政職
權特例中改正の件、地方參
事官臨時設置制の三勸告案
要綱を決定
企業整備資金措置法施行勸
告案(七月十五日施行)を閣
議で決定
改訂「時局防務必携」を内務
省發表
六月二十九日
- 陸軍航空部隊の南方戦果
(ポートダーウィン攻撃)三十號報
發表、ニューギニア攻撃)十四號報
發表)を大本營發表
工場等轉用に関する協議會
設置に関する件を閣議で決
定
金屬回收令改正勸告案要綱
を第二十六回國家總動員審
議會で可決
内閣および各省委員(四百四
名)決定
上海共同租界回收實施(八月
一)に関する取極め及び
了解事項の署名調印成る(於
南京)

週報	定	價	所込申	御	注
昭和十八年七月七日發行	一部五錢(送料一錢)	外四角(送料一錢)	今度各地官報販賣所 書店、新聞店、種賣店	▲本誌より送付の用紙は必 ず、週報送付何故より送付 の旨を明記し、その送付 誌を時報局送付部第三部 に送付下さい。 ▲本誌記事の差違は御 察し致しませう。 ▲掲載記事に對する御意見 や加筆に關する御意見 も、送付部宛に知らせ下さ い。	

編輯局報情

報週

號日四十月七

眞現する大東亞の共榮

上海共同租界の還付
日泰關係の緊密化
起ち上るインダ
最近の重慶事情

日米銃後戦力の決戦

陸軍特別操縦見習士官の手引

地方行政刷新強化問答

352號

昭和十八年七月十四日 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

週報は民翼賛の道しるべ

報

週

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

報

6月抽籤貯蓄債券當籤番號表(其ノ三)

支拂開始期 7月1日

支拂場所 日本勸業銀行本店、出張所・代理店及集配郵便局

全當籤番號掲載紙 官報、債券時報外(番號表に太字・同別、括弧内金額・附贈金)

昭和十八年6月 大藏省・日本勸業銀行

68718	73266	77318	81970	86599	91278	95894
68844	73376	77326	81977	86610	91310	95962
68948	73496	77438	82014	86631	91362	96088
69351	73629	77486	82042	86654	91396	96225
69436	73777	77495	82058	86644	91466	96089
69497	73764	77515	82153	86778	91500	96054
69008	73837	77538	82197	86808	91516	96098
69176	74053	77876	82164	86829	91541	96130
69177	74108	78374	82213	87071	91571	96138
69258	74238	77932	82227	87085	91597	96138
69282	74236	77974	82228	87266	91598	96187
69333	74241	78124	82277	87410	91613	96188
39113	48823	46864	50266	53743	57640	61966
39143	48877	46914	50341	53743	57676	61987
39163	48911	47014	50357	53753	57712	62007
39182	48929	47173	50442	53796	57783	62056
39196	48929	47173	50442	53796	57783	62056
39203	48930	47241	50467	53801	57800	62060
39238	48968	47286	50544	53821	57800	62073
39300	49091	47374	50640	53834	57811	62086
39318	49085	47377	50680	53803	57836	62336
39346	49119	47405	50714	53834	57861	62382
39360	49232	47426	50734	53838	57882	62467
39404	49331	47489	50768	54026	58201	62501
39489	49566	47492	50777	54063	58269	62524
39516	49619	47497	50807	54186	58467	62556
39525	49650	47528	50816	54333	58477	62579
39543	49688	47626	50878	54348	58482	62627
39573	49737	47637	50900	54358	58443	62612
39592	49844	47743	50966	54379	58502	62700
39624	49853	48053	51250	54407	58526	62746
39648	49914	47741	51156	54484	58582	62793
39741	44145	47828	51170	54605	58709	62871
39774	44201	47897	51201	54721	58726	62961
39790	44242	47960	51223	54778	59013	62976
39868	44263	48053	51250	54807	59026	62996
39900	44295	48071	51305	54816	59035	62986
40020	44315	48104	51354	54828	59110	63122
40042	44401	48198	51460	54834	59116	63163
40055	44417	48278	51500	54841	59122	63189
40064	44425	48394	51604	54923	59197	63243
40071	44447	48302	51683	54949	59200	63275
40089	44498	48397	51760	55032	59311	63328
40146	44569	48338	51792	55080	59428	63397
40165	44575	48377	51784	55117	59567	63374
40188	44603	48635	51748	55248	59596	63443
40224	44631	48648	51831	55260	59630	63494
40246	44675	48771	51838	55261	59682	63506
40289	44884	48800	51839	55311	59685	63563
40311	44905	48801	51894	55440	59714	63594
40348	45050	48934	51896	55524	59740	63621
40739	45102	49020	52012	55534	59814	63673
40820	45111	49134	52023	55533	59835	63693
41013	45137	49136	52042	55698	59878	63767
41113	45234	49234	52049	55845	59959	63883
41145	45275	49278	52146	55905	59973	63914
41194	45386	49281	52176	56043	60023	63933
41206	45396	49311	52258	56108	60035	63947
41243	45433	49359	52407	56422	60194	63991
41264	45440	49351	52462	56428	60259	64147
41270	45541	49337	52480	56435	60263	64175
41349	45561	49405	52610	56436	60324	64241
41424	45596	49440	52645	56461	60342	64253
41515	45598	49475	52702	56483	60411	64356
41550	45600	49518	52743	56532	60428	64359
41622	45646	49546	52771	56601	60547	64365
41624	45734	49549	52801	56642	60541	64440
41631	45778	49572	52826	56700	60697	64452
41628	45856	49596	52831	56749	60841	64468
41761	45897	49659	52897	56753	60866	64494
41904	45838	49759	52893	56809	60920	64615
41923	45846	49781	52894	56840	61017	64637
41923	45892	49826	53056	56914	61070	64735
42004	45898	49832	53069	56971	61143	64753
42013	46038	49856	53103	57002	61148	64833
42108	46134	49961	53144	57067	61214	64846
42236	46239	50045	53184	57186	61383	64922
42277	46276	50051	53291	57225	61457	65006
42315	46304	50162	53319	57339	61525	65054
42358	46336	50164	53358	57396	61613	65123
42438	46443	50200	53620	57436	61616	65300
42633	46444	50175	53684	57575	61845	65331
42634	46727	50204	53740	57604	61932	65506

五銭

(本書の大きさは国定規格[A5]判)